

11月は「子ども・若者  
育成支援強調月間」です。

「子どもの育ちを支え、  
若者が安心して  
成長できる社会」  
を旨として

家族の日  
11月15日(日)  
家族の週間  
11月8日(日)～  
21日(土)

家族や地域、生命の大切さ、  
家庭の役割等についての理解を  
深めてみませんか。

問合せ 子育て支援課  
☎(内)192

年末調整説明会を  
開催します

給与の支払いがある事業者(法人・  
個人)の方に、平成27年分の給与所  
得者に係る年末調整説明会を左記の  
とおり開催します。

期 日 11月20日(金)  
時 間 ①午前10時～正午  
②午後2時～4時

場 所 東松山市市民文化センターホール

対象地区  
①東松山市・滑川町・嵐山町・  
小川町・ときがわ町  
②東松山市・川島町・吉見町・  
鳩山町

問合せ 東松山税務署  
☎22-0990 \*自動音声案内  
「2」を選択してください。  
※指定された時間に出席できない場  
合には、どちらでも出席可能です。

税を考える週間 11月11日(水)～17日(火)

今年は「税の役割と税務署の仕事」がテーマです。  
詳しくは国税庁HPをご覧ください。

問合せ 東松山税務署 ☎22-0990 (自動音声案内)

国 税 庁

検 索

全国一斉 女性の人権ホットライン さいたま地方法務局と県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為等、女性をめぐる様々な人権問題について、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設定し、専用相談電話を開設します。

日 時 11月16日(月)～22日(日)

時 間 午前8時30分～午後7時

※21日(土)・22日(日)は午前10時～午後5時

電話番号 0570-070-810 担 当 法務局職員、人権擁護委員(秘密は厳守します)

問合せ さいたま地方法務局 人権擁護課 ☎048-859-3507

分別は、あなたの「1」の  
ルールを守ってきれいな町に！  
マナーです。

問合せ  
環境保全課 廃棄物対策担当  
☎(内)161

「有害ごみ」は、「缶類の日」「ビ  
ン類の日」に出すことができます。  
次のルールを守って出してください。  
1 透明なビニール袋に「有害ごみ」  
を入れる。  
2 袋に「有害ごみ」と記入する。  
3 ごみ集積場所のカゴには入れず、  
カゴの横に置く。  
スプレー缶は中身を使い切り、風  
通しの良い屋外で、必ず缶に穴を  
開けてから出してください。  
穴を開けた缶は、缶類の日の「そ  
の他」の金属のカゴに出してください。  
い。



ごみ  
分別徹底のお願い！

広告

広告

ご推薦ください！「小川町体育協会体育賞」候補の方

町体育協会では、町の体育・スポーツの振興に貢献し、その功績が顕著な方およびスポーツ大会で優秀な成績を収められた方に体育賞を贈ります。選考基準に該当する方を推薦してください。

なお、表彰式は、平成28年2月6日(土)を予定しています。

対象期間 平成27年1月～12月

選考基準 一般及び学生(中・高・大)の運動選手またはチームで、小川町に在住・在勤・在学中で次の項目に該当する方

- 栄光賞
- ①全国国大会で優勝した方
  - ②競技団体に推薦され国際大会、国際試合に参加した方
  - ③日本記録を更新した方(日本タイ記録を含む)

優秀選手賞

- ①埼玉県予選を経て全国大会に出場した方
- ②埼玉県予選を経て関東大会またはそれ以上の大会に出場し、入賞した方(個人8位まで、チーム3位入賞まで)
- ③町民総合体育大会(競技部門・レク部門)、学校総合体育大会、埼玉県選手権大会、またはこれらと同等以上の大会に優勝した方
- ④その他選考委員が特に認めた方

※小学生は選考対象外であるが、全国大会入賞者については該当とする。

推薦期限 12月14日(月)

推薦方法 生涯学習課の所定の推薦書に必要事項を記入し、該当する大会のプログラム、大会要項、成績の証明(賞状の写し等)等を添えて提出してください。

※12月15日(火)～31日(木)に大会が予定されている場合は、ご連絡ください。

問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎(内)293・294



「小川町第5次総合振興計画基本構想(案)」  
ご意見等募集の延期について(お詫び)

「小川町第5次総合振興計画基本構想(案)」に対するご意見等の募集について、広報おがわ10月号で閲覧及び提出期間を10月16日からとお知らせしましたが、基本構想(案)について、さらに検討を深めさせていただきたく、閲覧とご意見の募集期間を延期することにしました。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、新たなご意見等募集の期間は、詳細が決定次第、広報及び町HPでお知らせします。

問合せ 政策推進課 政策推進担当 ☎(内)214・215

広告